

社団法人大阪府警備業協会会員行動規範

1 法令遵守

私たちは、警備業務の実施の適正化を図るため、法令を遵守し、企業倫理を確立して、高い志をもって事業運営に当たるとともに、従業員に対する指導を繰り返し実施することで従業員一人ひとりに至るまで、その精神を浸透させ、日々の活動の基本として定着させます。

2 人権保護

私たちは、すべての人の人権を尊重し、業務を実施するに当たって、それらを侵害するようなことがないように、教育・研修の機会において、従業員一人ひとりに至るまで徹底します。

3 個人情報の保護

私たちは、個人情報や顧客情報を適切に管理することが社会の信頼を構築するうえで必須条件となっていることを十分認識し、個人情報保護体制を自主的に整備し、情報の流出や不正な利用のないよう厳正な管理を行います。

4 暴力団等反社会的勢力の排除

私たちは、暴力団等反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除する決意を社内外に明らかにするとともに、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士会等の外部専門機関と連携を図り、組織的対応を可能とする体制を確立します。

5 職場環境の整備

私たちは、従業員の労働災害の防止と健康保持増進の積極支援を図るため、労働安全衛生対策を推進する体制づくりに努めます。

6 環境問題への取り組み

私たちは、事業活動を行うことが地球規模の資源問題、温暖化問題、環境汚染問題等の環境問題に関わっていることを十分に認識し、環境保全に向けて、身近なことから自主的、積極的に取り組みます。

平成20年 9月12日
社団法人大阪府警備業協会
会長 松田 敦嗣